

羽生市節電設備導入支援補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 7 日告示甲第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、燃料価格の高騰により増加する光熱費の負担を軽減するため、節電効果の高い設備（以下「節電効果設備」という。）を導入する事業（以下「補助事業」という。）を行う事業者に対し羽生市節電設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、羽生市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 23 年規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる店舗、工場又は事業所を有する者であって、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業等届出（中小企業者にあつては、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 148 条第 1 項に規定する設立の届出）により、令和 8 年 4 月 1 日現在において市内で事業を開始していること。
- (2) 市税等に滞納がない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する店舗型性風俗特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者には該当しない者
- (4) 羽生市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 27 号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しない者
- (5) 同一の内容又は経費で既に他の行政機関等の助成制度による助成又は採択を受けていない者
- (6) 補助金の交付後も事業を継続する者

(補助対象設備)

第 3 条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、

次に掲げる節電効果設備（新品に限る。）とする。

- （１） 高効率空調
- （２） 高効率照明
- （３） 業務用給湯器
- （４） 冷凍冷蔵設備
- （５） 高性能ボイラ
- （６） 産業ヒートポンプ
- （７） 産業用モータ
- （８） 高効率コージェネレーション
- （９） 低炭素工業炉
- （１０） 変圧器
- （１１） 工作機械
- （１２） プラスチック加工機械
- （１３） プレス機械
- （１４） 印刷機械
- （１５） ダイカストマシン

２ 補助対象設備の合計額（設置等に係る費用を含む。以下同じ。）は、２０万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上とする。

３ 補助対象者は、補助対象設備を市内の店舗、工場又は事業所に導入するものとする。

４ 前項における導入とは、売買契約により所有権の移転を伴うものをいう。
（補助金の額）

第４条 補助金の額は、補助対象設備の合計額の２分の１以内の額とし、かつ、５０万円を上限とする。

２ 前項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付申請等）

第５条 規則第５条第１項の申請書の様式は、羽生市節電設備導入支援補助金

交付申請書（様式第 1 号）とし、次に掲げる書類を添えて令和 9 年 1 月 2 9 日までに市長に提出しなければならない。

- （１） 事業計画書（様式第 2 号）
- （２） 節電効果計算書（空調）（様式第 3 号）又は節電効果計算書（照明等）（様式第 4 号）
- （３） 補助対象者の年間使用電力量が分かる書類
- （４） 工事着工前の写真
- （５） 補助対象設備の見積書
- （６） 補助対象設備の詳細が分かる書類
- （７） 履歴事項全部証明書
- （８） 事業所の概要が分かる書類
- （９） その他市長が必要と認める書類

2 前項第 7 号については、同項の規定にかかわらず、当該書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

3 補助金の交付は、1 補助対象者につき、1 回限りとする。

（決定通知等）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定するものとする。

2 規則第 8 条第 1 項の交付決定通知書の様式は、羽生市節電設備導入支援補助金交付決定通知書（様式第 5 号）のとおりとする。

（事業の変更等）

第 7 条 規則第 1 0 条第 1 項の変更等承認申請書の様式は、羽生市節電設備導入支援補助金内容変更等承認申請書（様式第 6 号）のとおりとする。

（実績報告）

第 8 条 規則第 1 4 条の実績報告書の様式は、羽生市節電設備導入支援補助金実績報告書（様式第 7 号）とし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し等の支払を証する書類
- (2) 導入した補助対象設備が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から30日以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(確定通知等)

第9条 規則第15条の規定による通知は、羽生市節電設備導入支援補助金交付確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第17条第2項の交付請求書の様式は、羽生市節電設備導入支援補助金請求書（様式第9号）のとおりとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の交付請求書の提出があったときは、補助対象者に対して、補助金を交付するものとする。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）の名称及び補助事業について市広報誌への掲載等により公表するものとする。

(報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して1年経過後30日以内に、事業実施報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けた者については、当該交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合にお

いて、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（補助対象設備の管理）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した補助対象設備について、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

（補助対象設備の処分の制限）

第17条 規則第20条の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

（関係書類の保存）

第18条 規則第21条に規定する帳簿等は、補助金の交付が完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。